

地域支え合い活動の推進について

1. 「栃木市地域支え合い活動推進条例」の制定について

「地域包括ケアシステム」の一つとして、支援を必要とする高齢者や障がい者などを地域全体で見守る「地域支え合い活動」を推進するために「栃木市地域支え合い活動推進条例」を制定いたします。地域支え合い活動に関する基本理念や、市、市民等の役割を規定するとともに、平常時、災害時を問わず円滑な支援ができるように、支え合い活動に携わる団体等に必要な情報を提供できるようになります。

(1) 条例の構成

○基本理念（第3条）

地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が安心して暮らすことの出来る社会をめざして、市、市民、自治会、関係機関、事業者等がそれぞれの役割を果たすことで実現する。

○情報の提供（第9条～17条）

<対象者>

- ① 65歳以上のみで構成される世帯に属する者
- ② 各障がい者の手帳の交付を受けている者
(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳)
- ③ 要支援又は要介護の認定を受けている者 等

<情報を提供できる団体等>

自治会等、民生委員、栃木市高齢者ふれあい相談員、栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、警察署、消防本部、消防署及び消防団 等

<緊急時の協力依頼>

災害の発生又は発生の恐れがある場合は、市長が認める団体等に支え合い活動を依頼することができる。

(2) 議決日 平成28年3月24日

(3) 施行日 平成28年10月1日

2. 「栃木市地域見守り事業協定」締結式の開催について

地域社会全体で、高齢者等を見守る体制を構築するため、地域支え合い活動推進条例の制定に合わせて、高齢者等の日常生活に密着した事業者と、見守りに関する協定の一斉締結を行います。

(1) 一斉締結式

平成28年3月28日（月）午前10時（栃木市役所本庁舎3階 正庁）

(2) 協定書の内容

協力事業者は、日常業務や営業活動を行う中で、地域住民の日常生活の異変や生活上の支障に気づいた時は、必要に応じてその情報を栃木市に連絡。

市は、関係機関と連携し必要な支援を行う。

(3) 協定締結事業者数：53事業者

協力事業者：佐川急便、栃木地区新聞販売組合、栃木地区牛乳組合、市内郵便局、足利銀行、栃木県石油協同組合栃木支部

問合せ先

栃木市保健福祉部地域包括ケア推進課

担当：中村、尾崎

電話：21-2244

栃木市地域支え合い活動推進条例の概要

基本理念（第3条）

地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が安心して暮らすことのできる社会をめざして市、市民、自治会等、関係機関、事業者それぞれの役割を果たすことで実現する。

市、市民、自治会、関係機関等の役割（第4～8条）

＜市＞

支え合い活動を効果的に実施するための施策を行う。

＜市民・自治会等＞

支え合い活動を主体的に行うと共に協力を努める。

＜関係機関・事業者等＞

事業や業務と連携させて支え合い活動に協力する。

情報の提供（第9～17条）

＜対象者及び意思確認の方法＞

- ①65歳以上のみで構成される世帯に属する者（不同意の申出があれば情報提供しない）
- ②障がい者手帳の交付を受けている者（本人等からの同意により提供）
- ③要支援認定者又は要介護認定者（本人等からの同意により提供）
- ④市長が支援を必要と認める者（本人等からの申出により提供）

＜提供団体＞

- 自治会等（申出）
- 民生委員
- ふれあい相談員
- 栃木市社会福祉協議会
- 地区社会福祉協議会（申出）
- 警察署
- 消防本部、消防署及び消防団

＜取扱いに関する協定＞

○情報の取り扱いに関する協定を締結する。

【内容】

- ・提供する名簿の部数
- ・情報提供及び閲覧制限に関する事項
- ・情報の管理方法に関する事項
- ・名簿の紛失、漏えいへの措置 等

＜緊急時の協力依頼＞

○災害の発生又は発生の恐れがある場合は、市長が認める団体等に支え合い活動を依頼。

団体や活動従事者の義務（18条～20条）

＜情報の安全管理＞

提供を受けた名簿の紛失、漏えい防止などの安全管理の適切な措置を講じる。

＜利用及び提供の制限＞

情報を支え合い活動以外の目的で利用及び提供をしてはならない。

＜従事者の義務＞

支え合い活動で知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。

